

認定の有効期間満了日が

令和5年3月31日 までの方

西宮市における新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い等について

平素より本市介護保険行政にご協力頂き、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、調査の面会が困難な場合や、主治医意見書作成のために必要な医療機関への受診が困難な場合には、介護保険【要介護・要支援】認定申請書と合わせて、別添の「要介護（要支援）認定に係る面会等困難確認書」をご提出いただきますようお願いいたします。

本確認書によって面会が困難であると認められる場合は、従来の要介護（要支援）認定有効期間に12ヶ月までの範囲内で市が定める期間を合算した介護保険被保険者証を送付いたします。

ただし、本確認書をご提出いただいた場合でも、今後の情勢によっては、認定調査や主治医意見書をもって審査を行う、通常の更新申請の取り扱いとする場合がございます。

また、前回認定時から介護を必要とする程度が変わっている場合は、本取扱いの対象外となります。その場合は改めて要支援・要介護者新規申請、もしくは区分変更申請として受けを行い、認定調査や主治医意見書をもって審査を行います。

〈提出書類〉

1. 介護保険【要介護認定・要支援認定】申請書
2. 認定調査について（アンケート）
3. 介護保険被保険者証（原本）
4. 要介護(要支援)認定に係る面会等困難確認書

以 上

（問い合わせ先）西宮市健康福祉局福祉部 高齢介護課

電話 0798 (35) 3133・3348

要介護（要支援）認定に係る面会等困難確認書

下記Ⅰの状況に該当する場合、ⅠからⅤを記入の上、本確認書を申請書に添付し、西宮市高齢介護課へご提出ください。（従来の有効期間に、新たに12ヶ月を合算します。）

※Ⅰのうちいずれにも該当しない場合は、この用紙の提出は不要です。

※本確認書を提出していただいた場合でも、今後の情勢によっては、認定調査や主治医意見書をもって審査を行う、通常の更新申請の取り扱いとする場合がございます。

Ⅰ 新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため

- 該当に✓
- 調査のための面会が困難
 - 主治医意見書作成のために必要な医療機関の受診が困難

Ⅱ 前回認定時から介護を必要とする程度が変わっていない

- 該当に✓
- はい
 - いいえ → 要支援・要介護者新規申請、もしくは区分変更申請の手続きが必要です。（介護保険法 第二九条、第三三条の二に基づく）

Ⅲ 更新申請している被保険者について

被保険者番号	
フリガナ	
氏名	
有効期間終了日	令和 年 月 日

Ⅳ 施設が面会を禁止している場合

病院名・施設名	
---------	--

Ⅴ 記入日： 令和 年 月 日

被保険者氏名： _____

（代筆者）： _____ （本人との関係）

（事業所名）： _____

電話番号： _____

【事業所様向け案内】

高齢介護課から既に調査依頼を行っている場合でも、本確認書のⅠのうちいずれかに該当及びⅡの「はい」に該当する場合は、当課にて本確認書を受け付けた時点で調査依頼は無効となります。